

平成 30 年度  
地域における青少年健全育成推進会議  
第 1 回

平成 30 年 7 月 24 日（火）

都庁第一本庁北舎 42 階  
「特別会議室 A」

午後 2 時 00 分開会

○総合対策部活動推進担当課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成 30 年度第 1 回「地域における青少年健全育成推進会議」を開催いたします。

本日は、御多用のところ、またお暑い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、進行役を務めます東京都青少年・治安対策本部活動推進担当課長の松屋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、初めに配付資料の確認をさせていただきます。お手元に次第、設置要綱、委員名簿、資料の 1、資料の 2、資料の 3、その他、参考資料としまして、クリアファイルの中に東京都青少年課のリーフレットをお配りしております。また、今年度の広報グッズ、ボールペンと下敷きをお配りしておりますので、御活用いただければと思います。

次に、本日の会議の公開についてですが、設置要綱第 8 及び都の附属機関等設置運営要綱に規定されておりますので、原則公開ということにいたします。議事録についても同様の扱いとなりますので、御承知おきください。議事録につきましては、本会議の終了後、委員の皆様にご確認いただいた後で公開する予定にしております。

それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。

まず、開会に当たりまして、当推進会議の会長を務めます、東京都青少年・治安対策本部長の大澤から御挨拶申し上げます。

○青少年・治安対策本部長 東京都青少年・治安対策本部長の大澤でございます。

第 1 回の地域における青少年健全育成推進会議の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、本日、御多用のところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、平素より、それぞれの地域、あるいは様々なお立場で、青少年の健全育成にご尽力をいただいておりますことに深く敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。

東京都では、今年度から「地域における青少年健全育成事業」といたしまして、これまでの子供の正義感、倫理観を育む取組に加えまして、新たに、地域の中で障がい者、

高齢者などとの交流により「他者を思いやる」、外国人を通じて「多文化への理解を深める」など青少年のダイバーシティ意識を育む取組を強化し、事業全体を通して「リスペクト」の意識醸成につながる取組を充実させているところです。

青少年がこのような意識を育みながら、心身ともに健やかに成長していくためには、家庭や学校だけでなく、地域社会全体のサポートが不可欠であります。青少年が、地域の方々とのふれあいや様々な体験を通じて、多様な価値観に触れ、社会性を身に付けることができるよう、社会全体で青少年を育てていく環境を整備していく必要がございます。特に、各地域において青少年の健全育成の最前線で御活躍の地区委員や青少年関係団体の皆様のお力が非常に重要であると認識しております。

当会議は、東京都と区市町村、そして、地区委員や青少年関係団体の皆様とともに、地域における青少年健全育成事業の一層の推進を図りたく、新たに設置いたしました。今後も、この会議を通し、皆様とより一層連携を深め、青少年の健やかな成長に向けて、一丸となって取り組んでいくことができると考えておりますので、今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、まず、東京都の今年度の新たな事業を説明させていただき、その後、「地域全体で青少年の成長を支えるために」という観点から、東京都と東京都教育委員会の取組について御紹介をさせていただいた上で、意見交換をさせていただければと存じます。

ぜひ委員の皆様から、日頃の活動を通じて感じていらっしゃる昨今の青少年をめぐる課題や忌憚のない御意見をいただき、今後の東京都の取組を進めてまいりたいと考えております。

本日は、どうぞよろしくようお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

続きまして、委員紹介の前に出席状況を報告いたします。御欠席の連絡をいただいておりますのは、東京都公立中学校PTA協議会副会長、浅見委員、東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会会長、鹿濱委員、東京商工会議所総務統括部総務課長、長嶋委員、東京都市長会武蔵村山市教育部長、田代委員、東京都産業労働局産業企画担当部長、武田委員、以上5名の委員の皆様でございます。また、東京都小学校PTA協議会の吉田委員から、遅れるという御連絡をいただいております。

続きまして、本日、初めての開催になりますので、委員の皆様から自己紹介と、ぜひ、取り組まれている事業についても御紹介いただければと思います。誠に申し訳ございませんが、全体の会議時間の関係もございますので、1、2分程度でお願いできればと思います。

それでは、日本ボーイスカウト東京連盟理事、浅野委員から時計回りをお願いいたします。

○浅野委員 東京連盟の理事、浅野麻利子と申します。よろしくをお願いいたします。

ボーイスカウトは、今169の国と地域で行われておりまして、大体4,000万人ぐらいの子供と指導者がおります。日本におきましては10万5,000人ぐらい、それで東京は、その大体1割です。1割のスカウトとリーダーが東京で生活をしているということで、とても重要なことだと私たちは思っております。今、一番大切にしているのは、どんな子供たちも、指導者同士も、お互いに危害を与えない、S a f e F r o m H a r m って、いじめとかそういうものから守りましょうということに取り組んでおります。

以上です。

○総合対策部活動推進担当課長 はい、ありがとうございました。

続きまして、東京青年会議所様、お願いいたします。

○相原委員 すみません、東京青年会議所理事長の石川が、本日、急に来られなくなりましたので、代理で事務局長の相原が参加しております。よろしくをお願いいたします。

東京青年会議所は23区の25歳から40歳の青年経済人が集まった団体であります。今は会員が700人を超えています。青少年健全育成の事業に関しましては、来年で70周年を迎えますが、創立以来いろいろと取り組んでいる事業がございます。その一つとして一番大きなイベントとして、今度の日曜日に日本全国の小学生を対象とした、両国国技館でのわんぱく相撲大会があります。以後よろしくをお願いいたします。

以上です。

○総合対策部活動推進担当課長 はい、ありがとうございました。

次は、東京都中学校長会、臼倉委員、お願いいたします。

○臼倉委員 はい、失礼いたします。今、御紹介いただきました東京中学校長会、生徒指導部長の臼倉と申します。

東京都の公立中学校は約 600 ございます。それぞれ地域によって多少、生活指導上の課題は異なりますが、社会変化によって、どこの地域でも共通する課題もあります。校長会としまして、生徒指導上の諸問題の解決と生徒の健全育成に取り組んでいるところです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

続きまして、東京母の会連合会、大川委員、よろしくお願いいたします。

○大川委員 こんにちは。東京母の会連合会の事務局長をやらせていただいております大川と申します。

私は事務局に入りまして1年しか経験がございませんで、まだ、全部は把握できていないのですが、母の会は、今、77の団体を都内に持っております。少年の健全育成や非行防止、そして、高齢者や子供たちの交通事故防止等に深く貢献している活動をさせていただいております。昨日も、大澤本部長様を初め少年育成課長の太田様がお見えになりましたが、日本武道館で行いました少年の柔道剣道練成大会、これは、一大イベントの一つで、それも昨日、無事に終了することができました。いろいろ皆様に、これからもお世話になるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

続きまして、NPO法人日本ガーディアン・エンジェルス、大和田委員、よろしくお願いいたします。

○大和田委員 ベレー帽をかぶります。私は、NPO法人日本ガーディアン・エンジェルの理事を務めております大和田尚子と申します。これからよろしくよろしくお願いいたします。

ガーディアン・エンジェルスは、ニューヨークが大変荒れていた時期に、若者の居場所という形で、悪いことするよりもいいことしようよという形で、人助けをするところから始まりまして、今、37年目です。日本では、現在都内では六本木、渋谷、池袋と3支部がございまして、主に繁華街での防犯パトロール、こうした赤いベレー帽をかぶって防犯パトロールをして、徘徊している若い子たちとか子供たちとか、声をかけて、それで何か問題があったら警察とか最寄りの機関に通報する、そういう活動をしております。また、小学校でも、防犯セミナーを小規模ながらやらせていただいております。直接、街で若者と、青少年とふれあう機会が多いものですから、微力ではございますが、

街の子供たちの健全育成に力を注いでいきたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 はい、ありがとうございます。

次、東京消防少年団連盟、金井委員、お願ひいたします。

○金井委員 東京消防少年団連盟の金井泰子と申します。

私どもは、小学校1年生から高校生までの団員が4,500名程度おります。それで、防火防災に関する技術や知識を身に付けるべく訓練して、また、命の大切さも教えております。消防少年団には、七つのちかいというのがありまして、これは火の用心に努めまますとか、互いに助け合いますとかいったものですが、七つのちかいに沿って活動しております。これも一つの青少年の健全育成でございます。

よろしくお願ひいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

続きまして、NPO法人東京都子ども会連合会、齋藤委員、お願ひいたします。

○齋藤委員 東京都子ども会連合会の理事長をしております齋藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

ここにおられます委員の皆様は、多分、子ども会というのはご承知かと思えます。残念ながら東京都の子ども会連合会には正会員が15団体しかございません。児童生徒数からすると、本当に一握りの団体になっております。以前はかなり多くの子供たちが参加していたのですが、今、若いお母さんたちが働くということで、なかなか地域で子ども会を担って面倒を見てくれる方々がいなくなってきたということが現実でございます。これは東京に限らず、全国の子ども会もそうでございます。今、全国子ども会連合会では約380万人の会員を擁護しておりますが、年々1割ずつ減ってきており、東京でも例外ではなく7万人ほどの子供しかおりません。

ただし、それぞれの地域にはそれぞれ子ども会は実在しておりますので、今後この地域を子ども会連合会と一緒に手を携えて、青少年の健全育成に取り組めないかというところの課題は多くありますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 はい、ありがとうございます。

続きまして、東京都私立幼稚園連合会、高畑委員、お願ひいたします。

○高畑委員 東京都私立幼稚園連合会事務局長の高畑でございます。

東京都におきましては、公立の幼稚園というのはほとんどございませんで、ほとんどが私立の幼稚園でございます。私どもの団体では792園の幼稚園が加盟しておりますけれども、その792園で約15万人の園児を抱えております。

以上でございます。

○総合対策部活動推進担当課長 はい、ありがとうございました。

続きまして、東京都民生児童委員連合会、内藤委員、お願いいたします。

○内藤委員 東京都民生児童委員連合会の内藤です。よろしく申し上げます。

東京都民生委員は1万人おりまして、その様な中、代表として出席させていただきます。よろしく申し上げます。

最近、子供を取り巻く環境が変わりまして、大変問題も多くなりましたんですけど、7月、8月、9月に、子供を中心として地区連絡協議会を予定しております。子供を取り巻く環境をどういうふうに育てていくか、児童相談所、子ども家庭支援センター、学校、それから警察を中心に、そして、民生委員もその中に入れさせていただいて、これからの地区での会議を東京でさせていただきます。そして、また夏のイベントにおきましても、各イベントに民生委員も参加させていただいて、地域の交流を深めております。また、ボランティア活動も日々活動させていただいています。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

続きまして、八王子市青少年対策地区委員会連絡会、中原委員、お願いいたします。

○中原委員 中原でございます。

八王子市では「青少対」という略号で呼んでおりまして、八王子市内37地区を各地区に分けて、それぞれの会長さんを設け、年間を通してどんな事業をしていくのかということを検討しながら、今140を超す事業をやっております。全体的には、一つの例としてはクリーン活動、これは市内をとにかくごみのない街にしようということで、年3回ごみを回収して、特に小学生、中学生に参加してもらって、やはり、ごみは捨てないものという認識を植え付けていきたいというのが一つの目的でございます。

それと、学校と地域の一体化、やはり地域が発展するためには学校も発展してもらわ

なきゃ困るし、学校が発展するには地域が発展しないと一体化できていけないというところを観点に置いて、各地区会長さんは奮闘努力しているというのが現状でございます。

とにかく、子供の健全育成について、夜間パトロールから何からみんな絡めて全部やっておりますので、また今日、この席で教えていただいたことを、また戻りまして、皆さんに伝えて、新たな事業が展開できればなどこのように考えておりますので、本日、よろしくどうぞお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

続きまして、東京都公立小学校長会、原委員、お願いいたします。

○原委員 失礼いたします。東京都公立小学校長会、庶務部長を務めさせていただいております、文京区立湯島小学校校長の原でございます。よろしくお願いいたします。

約1,280校の公立小学校の校長が組織している団体でございます。今、皆さんご承知のように、昨年度3月、学習指導要領が改訂され、今年度から前倒しになって特別の教科道徳が実施されております。教員は、道徳を評価していくという非常に難しいテーマに今迫られておりまして、1学期終わったところでございますけれども、「あゆみ」とか通知表に子供の変容、あるいは努力しているところ、すばらしいところを見取って書いていくということを進めているところです。地域に子供たちが戻ったときに、実践力が培われるといいなと思っております。

また、プログラミング教育や外国語活動が入ってきまして、小学校の校長会の方も、そういった検証をしております。私の学校も東京都情報モラル推進校、東京都プログラミング教育推進校の1校でございます。何か、皆様のお手を拝借しながら、子供たちの力を一層育てていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございました。

続きまして、東京私立中学高等学校協会、間庭委員、お願いいたします。

○間庭委員 東京私立中学高等学校協会、事務局長の間庭と申します。よろしく願い申し上げます。

当協会、中学校184校、高校239校の私学が集まっております。私学は、その各々の建学の精神であったり、教育方針であったり、個々の考え方に基づいて実施をしているところございまして、その地域、地域の中で、各学校がその役割を果たしていったい

ると思っております。また、一方協会としても、生徒生活指導のための委員会を設けて、全体的に意見を共有したりしながら進めているということもございます。加えて、こうした会議等々、青少年・治安対策本部さんの方で打ち出す方針等々につきましても、協会理事会の中で全校にお知らせをしながら、青少年の健全育成にも取り組んでいる、そういうところでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

続きまして、早稲田いのちのまちづくり実行委員会、安井委員、お願いいたします。

○安井委員 いのちのまちづくりという名前で、決して宗教団体ではないので、ご安心をいただきたいと思うんですけれども、商店会を場にした地域活動の会合であります。

早稲田、名前でおわかりのように早稲田大学のある、あの早稲田の町からスタートしているんですけれども、私自身は新宿区商店会連合会の副会長で事業部長をやっております。商店、商店街が、もう物を売ったり買ったり、サービスの提供をすることが第一義の仕事ではないだろうと、いわゆる地域の皆さんの安心・安全を担保する、これが商店街の大きな仕事だと。具体的には、子育て支援と高齢者対応というのが、今、動こう、動き始めたところであります。この会を通じて、ぜひ、ぜひ、もうちょっとブラッシュアップできるようなことを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

続きまして、ガールスカウト東京都連盟、山下委員、お願いいたします。

○山下委員 ガールスカウト東京都連盟、連盟長の山下と申します。

東京の、日本のガールスカウトは2020年に100周年を迎えます。世界で今146の地域で活動しており、日本には3万人、東京には、その1割の約3,000人の会員がおります。少女と若い女性が、責任ある世界市民となれるように、自ら考え、行動できる女性を教育するをモットーに、日頃から活動しています。少女たちは、ガールスカウトの経験などを積み、その中から、自ら考え、行動できる女性になれるように、私たちも支援しています。そのような経験が少しでもお役に立てればと思っておりますので、どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

続きまして、特別区長会、星野委員、お願いいたします。

○星野委員 特別区企画財政担当部長会、会長を務めております渋谷区経営企画部長の星野でございます。

最近のニュースで、全国の警察が認知した今年上半期の刑法犯の件数が戦後最少ペースであるということを知りました。警察庁によりますと、この原因は、官民一体となった対策の成果に加えて、若者の規範意識の向上によるものと分析しているとのことでした。大変喜ばしいことであると思います。これから 2020 オリンピック・パラリンピックが間近に迫り、ますますスポーツが盛んになってきております。各区においても、様々なイベントに取り組んできているところでございますが、体を動かすことは健全な精神を養うことにつながります。このオリンピックの機会を捉えまして、スポーツを通じ、さらに若者の規範意識向上をさせていくことができると考えているところです。

どうぞよろしくお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

続きまして、東京都町村会、井上委員、お願いいたします。

○井上委員 皆様こんにちは。東京都町村会の代表でございます奥多摩町総務課長の井上でございます。

東京の町村、西多摩地区に四つ、島しょ部に九つ、計 13 の町村がございまして、人口 3 万人以上の町から、200 に満たない村までということで、非常に様々な形での行政運営をしているところでございます。その中で、やはり青少年の健全育成ということで、それぞれの町村で個性を持って取り組んでいるところでございます。私どもの町も少子高齢化が進みまして、現在 5,200 名の人口、児童生徒数が 230 名程度ということなんですけれども、その反面、地域で周りの隣近所がよく見えるというようなことで、地域で子供たちを育てていこうということで、学校の登・下校時には、必ず子供たちも、通学途中で地域の人たちに挨拶をしており、地域全体で子供の、青少年の健全育成に取り組んでいるというような対応をしているところでございます。

本日、この会議で、またいろいろな情報をお伺いして、それぞれの町村で、また取組を始めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 はい、ありがとうございます。

続きまして、東京都福祉保健局少子社会対策部、谷田委員、お願いいたします。

○谷田委員 福祉保健局の少子社会対策部の谷田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

私どもの方は、子供たちも、そういった意味では家庭でのその養育力の向上ですとか、あるいは社会全体でどうやって子供たちを見守るかという観点での、保育の整備も含めてですけれども、そういった仕事をしておりますが、皆さん、ご案内のとおり昨今、ちょうど今回、目黒区でのその虐待による死亡の事件もございまして、今、一つの大きな課題としては、児童虐待防止のための様々な施策の再構築という形のもものが求められていると思っております。いずれにいたしましても、この会議の地域における青少年の健全育成ということで、ここにお集まりの皆さん方と非常に密接な関係にあると思っておりますので、引き続き、いろんな形でのお知恵も拝借したいと思っておりますし、また、この会議の成果もきちんと持ち帰れるようにしたいというふうに思っております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

続きまして、東京消防庁防災部、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 皆さん、こんにちは。東京消防庁防災部長の鈴木でございます。

東京消防庁管内には、消防少年団、80の団がございます。つきましては、東京消防少年団連盟との連携の下、将来の地域防災の担い手となる少年団員の育成事業に取り組んでおります。また、東京都教育庁、あるいは生活文化局との連携の下、公立小中高等学校、私立小中高等学校等の総合防災教育にも取り組んでおります。

どうぞ今後ともよろしくをお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

続きまして、警視庁生活安全部少年育成課、太田一豊委員、お願いいたします。

○太田（一豊）委員 皆様、こんにちは。ただいま御紹介いただきました、本年の2月付で着任をいたしました太田と申します。

生活安全部での勤務は少ないこともあり、皆さんのお力になれるかどうかわかりませんが、少年の健全育成と非行防止に全力を尽くしてまいりたいと思っております。今後ともよろしくをお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

続きまして、教育庁地域教育支援部、太田誠一委員、お願いいたします。

○太田（誠一）委員 東京都教育庁地域教育支援部長の太田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

仕事といたしましては、地域の高齢者、成人、学生、保護者、P T A、N P O、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得まして、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を拠点とした持続可能な地域づくり、これを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働を行うという地域学校協働活動の推進に取り組んでおります。ぜひ、皆様方に御協力いただきまして、より良い社会にしていきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

続きまして、教育庁地域教育支援部、梶野主任社会教育主事、お願いいたします。

○梶野主事 同じく教育庁地域教育支援部の主任社会教育主事、梶野と申します。

後ほど、教育庁の施策について御説明をさせていただきたいと思っております。そのときに、また詳しく取組を紹介させていただけたらと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 はい、それでは、次に、遅れて御参加いただきました板橋区青少年健全育成地区委員会連合会、古谷委員、自己紹介と取り組んでいらっしゃるということについて、お話しいただけますでしょうか。

○古谷委員 遅れて申し訳ございませんでした。板橋区の青少年健全育成地区委員会連合会の古谷と申します。

板橋では18の地域がありまして、それぞれが青少年の健全育成に関わっております。主なのは体育活動だとか、そういうことが主なことでございます。今年も春の少年野球、それから、これから始まるキャンプ活動ですね、そういうことをこれから進めていきたいと思っております。その後にもいろいろございますが、内容は、そういう板橋でやっている活動の内容の一端でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 はい、ありがとうございました。

続きまして、東京都小学校PTA協議会、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 会議に遅れまして大変申し訳ございませんでした。一般社団法人東京都小学校PTA協議会の吉田でございます。

日頃は東京都内の小学生の健全育成のために、皆様御尽力をいただきまして、本当にありがとうございます。私たちも、その直接接点のある担い手として日夜努力をしておりますが、東京都内のこういった皆様方の御努力に支えられて、健全育成が行われているものと確信をしております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。委員の皆様、本当にありがとうございました。

それでは、ここで、東京都青少年・治安対策本部の職員を紹介させていただきます。

青少年対策担当部長、井上です。

○青少年対策担当部長 青少年・治安対策本部で青少年健全育成を担当しております井上でございます。

本日は、本当にお暑い中、この会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど、本部長の方からも申し上げましたけれども、この会議、新たにこの会議を設けるというところなんですけれども、青少年の健全育成を図るためには、皆様方のお知恵を拝借しながら、力を結集していくことが必要なのかなというふうに思っています。つきましては、今日、外は暑いですがけれども、それを超える皆様方の熱い意見を、この後の意見交換にぶつけていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 続きまして、総合対策部青少年担当課長、堀江です。

○総合対策部青少年担当課長 青少年担当、堀江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 続きまして、総合対策部健全育成担当課長、鍋坂です。

○総合対策部健全育成担当課長 健全育成担当課長、鍋坂と申します。よろしくお願

たします。

後ほど、青少年のインターネット利用についてということでお話をさせていただきますので、私どもの取組については、そちらの方で御紹介させていただきます。

よろしく願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 それでは、ここで、要綱第4、2に従いまして、副会長を選出させていただきます。

要綱のとおり、「互選により定める」となっております。どなたか御推薦をお願いいたします。

○間庭委員 よろしいでしょうか。

○総合対策部活動推進担当課長 はい。

○間庭委員 早稲田いのちのまちづくり実行委員会の代表の安井潤一郎委員を御推薦申し上げたいと思います。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

ただいま御推薦いただきました安井委員に副会長をお願いさせていただきたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○総合対策部活動推進担当課長 はい、ありがとうございます。

それでは、安井委員、よろしくお願い申し上げます。

こちらに席を用意しておりますので、お手数ですが、御移動いただければと思います。

(安井委員 副会長席へ移動)

○総合対策部活動推進担当課長 それでは、安井副会長、先ほど自己紹介していただきましたが、ここで、もう一言お願いできますでしょうか。

○安井委員 皆様から御推挙をいただきました。微力ですが、一生懸命頑張りたいと、頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○総合対策部活動推進担当課長 はい、ありがとうございました。

それでは、議題の方に入ってまいります。

議題1「地域における青少年健全育成事業」について、説明させていただきます。お手元の資料1をご覧ください。

○青少年課課長代理（活動推進担当） 東京都青少年・治安対策本部総合対策部青少年課の岡本と申します。よろしくお願ひいたします。

私の方から資料1について説明させていただきます。

東京都青少年・治安対策本部では、今年度から「地域における青少年健全育成事業」として、新しい事業をスタートさせております。これまで、「こころの東京革命」の下で、子供の正義感、倫理観を育む取組を行ってまいりました。今年度からは、これらに加え、地域の中で、高齢者や障がい者など様々な人との交流により「他者を思いやる」、外国人を通して「多文化への理解を深める」などの経験を通じて、人それぞれの多様性を受け入れ、共に歩むといった、「ダイバーシティの意識」を育む取組を加えた健全育成施策を推進しております。

昨今、少子高齢化や核家族化が進み、青少年が日常的に大人とふれあう機会が減少している中で、地域全体で青少年の健全育成に取り組む重要性はさらに増しているように感じております。そのため、私どもとしては、区市町村はもとより、各地域において青少年の健全育成の最前線でご活躍の団体の皆様や地区委員の皆様と、より一層連携しながら、青少年が健やかに成長していくサポートができればと考えております。

今年度の私どもの新規事業について、説明させていただきます。下の表にあるとおり、大きく分けて三つに整理しております。まずは「ア 青少年が実践・ふれあえる機会の提供」に関する事業では、青少年が様々な人とふれあい、様々な体験をする中で成長できる場を増やすことを目的として、各事業に取り組んでおります。次に「イ 大人に向けた意識の醸成及び実践」の事業では、地域で青少年の健全育成に携わる大人の皆様に少しでもお役に立てればと考えて各事業に取り組んでおります。そして、「ウ 様々な主体が実施する青少年健全育成の取組への支援」です。こちらは、行政だけでなく、企業や団体の皆様が行っていらっしゃる青少年健全育成に係る社会貢献事業をサポートしていければと考えております。

表の中で丸‘新’マークを付けているものが、今年度の新規事業になります。本日は、このうち、既にスタートした事業の主なものについて説明させていただきます。

まず、ア①の「青少年応援プロジェクト@地域」です。

おめぐりいただきまして、資料1-1を御覧ください。この事業では、「多文化への理

解」、「障がい者への理解」、「高齢者への理解」をテーマに、各地域で講演や交流体験を通して、ダイバーシティ意識を育むイベントを区市町村と連携して開催いたします。地域で青少年健全育成に携わっていらっしゃる地区委員の皆様を初めとする大人や、地域の子供たちに参加を呼びかけ、「自分を尊重し、人を尊重すること」を伝え、考える機会を提供していければと考えております。テーマに合った講師の方に、例えば海外での経験、パラリンピック競技、障がい者対応等の講話や交流を行っていただき、より実践的な話を伝え、多様性への理解のきっかけとし、自ら発信していくスタートアップ事業となることを目的としております。

今年度は20回開催予定で、既に今月頭から各地でスタートし、先週第5回まで終わったところです。御参加いただいた皆様からは、感想として、「実体験に基づいたお話だったので、とても心に響きました。個性的な子供たちがありのままに認められる社会であってほしいと切に願います。」ですとか、「ありのままの自分でいられる権利、ありのままを認める、自分のでこぼこしているところを受け入れていくことが大事だと思います。」ですとか、「多感な時期の子供たちに今後も講演内容を伝えていってください。」などの声をいただきました。今後も、順次、各地で実施していきます。

次に、「イ 大人に向けた意識の醸成及び実践」を目的とした事業について説明させていただきます。

おめぐりいただきまして、資料1-2を御覧ください。「地区委員会活動の事例調査」になります。本日も御出席いただいておりますが、青少年健全育成地区委員会の皆様には、地域で青少年の健全育成を図る上で重要な役割を担っていただいております。そこで、今年度地区委員会活動の実態や課題を教えていただき、東京都としてどのような支援ができるのか、効果的な支援につなげていくべく事例調査を行っております。調査の方法としては、区市町村に御協力いただき、都内全ての地区委員会、現在、都内には717ありますが、皆様にアンケートをお配りし、先月末締切りでご回答いただきました。回答いただいた地区委員会のうち、20カ所の地区には、個別に電話によるヒアリング調査も行い、来月末をめどに結果を報告書として冊子にまとめ、区市町村と地区委員会の皆様に情報提供し、活動に役立てていただきたいと考えております。

次に、おめぐりいただき、水色のこちらのチラシを御覧ください。地区委員会の方を

対象とした「ダイバーシティ講座 実施のご案内」になります。地区委員等の地域で青少年の健全育成のために活動されている皆様を対象とした、多様性や多文化を受け入れ、尊重するという「ダイバーシティ意識」を育む講座になります。内容は、「概要」欄にもありますとおり、講師によるダイバーシティに関する講義と、今後の活動への具体的な活かし方を考えるグループワークになっております。

当講座で使うスライドの抜粋を次ページに付けさせていただきます。こちらを御覧ください。「ダイバーシティ」というと、聞きなれない方には少々難しく、また堅苦しく感じるかもしれませんが、この講座では、上段の右側にありますように、「地域の青少年が、様々な人とのふれあいを通じて、ダイバーシティを受け入れる意識を育み、誰もがいきいきと活躍できる、まちづくりの実現に向けて一緒に考えましょう」という内容になっております。

おめぐりいただきまして裏面ですが、都内の青少年を取り巻く環境として、外国人や障がいのある方を理解する内容や都の施策について御紹介し、「ダイバーシティを実現するために」は、自分の先入観や感覚・偏見に捉われることなく、違う観点から物事を見ることの大切さなど、ダイバーシティに必要な円滑なコミュニケーションについて考えていただく内容になっております。

また、最後に、日頃から地域で青少年の様々な行事や活動に携わっていらっしゃる皆様がお集まりの講座ですので、実際の活動を想定し、「地域と青少年と〇〇の交流を図る活動」の工夫や仕掛け、課題解決についてグループで話し合ってくださいような内容になっております。今後の活動の中で、「こういう視点もあるんだな」という気付きを持ち帰っていただければと考えております。

これまで受講していただいた方からは、「どのようなことに配慮したらいいのか、気付くことができ良かったです。」とか、「ダイバーシティ」という言葉の理解が深まりました。地域にも広がっていくと良いと思いました。」という御感想をいただきました。今後も引き続き各地で開催してまいります。

説明は以上になりますが、今後も、区市町村や各地域において青少年の健全育成の最前線で御活躍の青少年団体の皆様や地区委員の皆様の御理解・御協力をいただきながら、事業を進めていきたいと考えております。

引き続きの御協力をお願いさせていただき、私からの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○総合対策部活動推進担当課長 以上、東京都の事業についての説明でした。

何か御質問とか御意見等ございましたら挙手して、お願いいたします。特にありませんか。もし、この場で難しいということであれば個別にお問い合わせいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議題2「地域全体で青少年の成長を支えるために」というところで、二つのテーマについてお話させていただきます。

まず、「①青少年のインターネット利用について」、東京都の取組を東京都青少年・治安対策本部総合対策部健全育成担当課長の鍋坂よりお話させていただきます。お手元の資料2をご覧ください。それでは、お願いいたします。

○総合対策部健全育成担当課長 それでは、資料2、青少年のインターネット利用についてということで、私からお話をさせていただこうと思います。

各分野で皆様方、様々な御知見をお持ちで、その皆様方の前で大変僭越なんですけれども、貴重なお時間をいただきましたので、お話をさせていただきます。

話の流れといたしましては、青少年のインターネット利用の現状について、それから、それに対する都の取組についてということ、資料に沿いまして御説明した後に、今後、私ども、それから皆様方にも御協力いただきながら、どのような方向性をもってこの問題といたしますか、このことに取り組んでいくべきかということで、少し思うところを、問題提起のような形で述べさせていただきまして、その後、意見交換ということで皆様から御意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

インターネット利用の現状でございますけれども、まず、日本におきましては、インターネットが家庭で普及し始めたのは平成7年、ウインドウズ95が発売されたころと言われておりまして、その頃には、パソコンを使ってインターネットを使っていたということだったと思います。

用途につきましては、サイトを閲覧したりだとか、電子メールを使うといった扱い方が主なところだったかと思っておりますけれども、そのうち、チャットとか電子掲示板みたいなもの、そういうコミュニケーションを支援するようなサービスといったものが提供さ

れ始めるようになりまして、また、ハード面につきましては、ゲーム機であったりとか、携帯電話についてもインターネットにつながるようになってきて、パソコンを使わなくても誰でもインターネットを簡単に利用できるようになってきたということです。それで今は、もうスマートフォンがあれば、様々なアプリを入れて、SNSといったものなどを使って、知らない人とやりとりができるようになってきたという現状があるかと思えますけれども、資料の方、表紙を1枚めくっていただきまして、具体的な、私どもの調査結果で数字で示しますと、これは東京都の方で本年2月に実施いたしました都内の小学校4年生から高校生の子供さんがいらっしゃる保護者の方、そのうち携帯電話やスマートフォン等を持たせている方に調査した結果の抜粋でございます。

まず、一番最初のグラフですけれども、約7割の子供が、もう携帯電話、いわゆるガラケーというものではなくてスマートフォンを使っているという現状でございます。2番目のグラフでは、その持たせた時期につきましては、約3割が小学生以下でスマートフォンの利用を開始しているということです。三つ目のグラフが、そのスマートフォンを持っている子供の約8割はSNSを利用しているという状況でございます。一番下のグラフが、一方でというところなんですけれども、子供の利用状況について、きちっと把握をして、適切に監督できているかという問いに対して、約6割の保護者の方ができていないという回答をしているというところでございます。

保護者の方はどうして、きちんと監督できないのに、そういう認識があるのに、子供にスマートフォンを持たせているかということも、ここには載っていませんが、質問もしております、「子供にせがまれたため仕方なく持たせた」という回答が一番多くて、保護者の3分の1の方がそのような回答をしています。

一方で、ガラケーを使わせているという保護者の方にも同じ質問をしているんですけれども、その保護者の方の答えは、「子供といつでも連絡がとれるように持たせた」という回答が一番多くて、「子供にせがまれて仕方なく持たせた」という人は、ガラケーを持たせている人はほとんどいないということです。ですから、保護者の方は、ガラケーは子供に持たせていいと思っているんだけれども、スマートフォンというものは余り持たせたくないなと思いつつも、持たせているというような実態が見受けられるということです。

ですが、一方で、子供たちは、8割がSNSを使っているということですから、それを使いたいということがスマートフォンを欲しがる一因にあるのではないかと。で、保護者は、周りも持ち始めているし、仕方なく持たせて、それによって子供たちが、様々な被害やトラブルに巻き込まれているという実態があるということが見えてくるのではないかとということです。

特に、このトラブル、被害の中でも性被害に巻き込まれるということは重大な問題でありまして、次の資料なんですけれども、こちら、警察庁の統計で、全国の統計になりますけれども、一番上のグラフが、児童買春事件等となっておりますけれども、性交等をするような、そういった事件に遭ってしまった被害児童の数の平成12年から29年までの推移でございます。児童買春とか、あと児童福祉法、それから、青少年健全育成条例の様々な違反对応があるんですけれども、一番上の数字が、それを全部合計した数字のグラフになっておりますけれども、こちらの方が平成16年の3,663件といったところをピークで、そこから徐々に減ってきて、平成29年では大体ピークから半分ぐらいに減ってきているという状況でございます。

次のグラフが児童ポルノ事件、これは児童の性的な画像をつくったり提供したり、所持していたりというような事件の被害児童の数になりますけれども、昨年、若干、減ってはいるんですけれども、大きく増加しているという現状でございます。この児童ポルノ事件の約4割が、だまされたり脅されたりして、自分の裸の写真などを撮影して送らせてしまう自撮り被害という現状でございます。一番下のグラフですけれども、児童ポルノ事件とか児童買春事件、全部合わせてですけれども、これらの要因となっているものがSNSに起因しているということが多いんですけれども、平成15年からずっと下がっている数字、折れ線グラフですけれども、こちらが出会い系サイトに起因するという事犯の被害児童の数でございます。かつては、その出会い系サイトに起因して被害に遭っていたんですけれども、平成15年に出会い系サイトの規制する法律ができて、平成20年には、それをさらに強化する改正が行われまして、そこからどんどん減ってきているという現状です。その平成20年から統計が始まって、どんどん伸びている折れ線グラフですけれども、こちらが、SNSに起因する事犯の被害児童ということですが、それに代わってSNSが使われるようになって、どんどん増えてきて

いるという状態にあります。

この、特に自画撮り被害につきましては、スマートフォンといったもので自分の裸を撮影させられて送られるという児童が多いですけれども、私どもが運営している「こたエール」というネット・ケータイトラブルの相談窓口があるんですけれども、そちらにもここ数年、数多く相談が寄せられるようになってきております。その相談の中には、こういった画像を送ってしまった後に、その画像をもとにさらに脅されて、呼び出されて、さらなる被害に遭ってしまったというようなものとか、ネット上にその画像を流出されてしまったとか、流出されていない子供たちでも、いつかその画像が公開されてしまうのではないかという不安を抱えて過ごしているといったような相談が非常に多く寄せられるようになりました。そういう被害を何とか食い止めたいということで、東京都では、青少年問題協議会という有識者会議がございまして、そちらの方に諮問いたしまして、具体的対応策を検討いただくという流れになりました。

1枚めくっていただきまして、こちらの方が今年の5月30日にいただきました答申の概要版なんですけれども、この自画撮り被害を防止するための対策を御審議いただいたんですけれども、この被害は、まず、スマートフォンなどで1対1の通信の秘密に守られた中で、子供たちが被害に遭っているという現状がございました。それに関しましては、保護者の方とか通信事業者の方などがそれを認知して、注意喚起するということは非常に困難という現状がございました。また、法制度におきまして、勧誘、子供にそういう裸の画像を送ってよと言うことは、刑法の脅迫罪に当たらなければ、それを事前に規制する法律はございません。相手に画像が渡ってしまってから、児童ポルノ法で、その画像を止めることしかできないという現状がございまして。そういったところから、青少年自らの判断で断ってもらわないと、画像を送信することが止められない、自画撮り被害が防止できないという現状がございまして、それを補完するような様々な取組が必要であるという答申をいただきました。

その具体的対応策といたしまして大きく3点ございまして、まず、規制等対応ということで、そういう行為につきましては、きちっと規制をした方がいいということ。それから、青少年に対しては、普及啓発、教育相談等の対応が必要であろうといったものが二つ目。三つ目が、今の最新の技術で何とか止めるということもできるのではないかと

というような内容でございました。

規制等対応につきましては、丸の一つ目ですけれども、青少年に児童ポルノ等の作成・提供を不当に勧誘する行為を罰則をもって禁止すべきということで答申をいただきまして、これにつきましては、昨年12月に青少年健全育成条例を改正いたしまして、本年2月1日から施行いたしました。その結果、今年5月には警視庁の方で改正条例を適用した初の検挙といったこともございました。

この罰則をもって禁止する条例改正をしたといったところが、次の、1枚めくっていただいたチラシなんですけれども、こういう裸の画像を送ってということを18歳未満に言うことにつきましては犯罪だということを社会全体に広く周知しなければいけないというチラシでございまして、また、子供たちには、このような行為は犯罪なので、要求されても応じる必要はないよということを啓発するものでございます。要求を受けた段階で、また、万が一送ってしまったとしても、すぐに相談してほしいということで「こたエール」を紹介しているというものでございます。

1枚戻っていただきまして、規制等対応の二つ目なんですけれども、民間相談窓口を含めた関係機関の連携による勧誘段階での被害防止ということで、そういった相談機関が連携して、勧誘段階でどうにか相談を受けて被害を止めた方がいいのではないかという答申でございまして、こちらの関係につきましても、都の方で様々な相談窓口と連絡会を実施いたしまして、相談窓口の横の連携に努めるとともに、様々な機会を通じまして、皆様方の地域で御活動される方とか、学校関係者の方とかにも、相談窓口の周知に努めているというところでございます。

丸の三つ目が、このインターネットを悪用した犯罪につきましては、県境というものはございませんので、他の道府県とか国に対しても、同様の条例改正とか法整備の検討みたいなものは要望していった方がいいのではないかということでございまして、そのような検討をいただくように、様々な道府県に情報提供したり、国の方に要望を上げたりといったことを行っているところでございます。

次の普及啓発、教育、相談につきましては、資料を二つほどめくっていただきまして、「ちょっと待って、あの日の自分」というペーパーがございまして、そういう題名で、自画撮り被害を知ってもらうための啓発動画を作成いたしました。こちら、高校

生目線からドラマ形式で描いたものと保護者目線のもの、2種類を作成しております。本日、高校生用のものを、1分のダイジェスト版で御用意いたしましたので、どのようなものか、ちょっと御覧いただきたいと思います。

(動画を流す)

○総合対策部健全育成担当課長　こういうのが自画撮り被害の典型的なものということで、DVDにつきましては、その後のこととか、どうしてこういうことになったかといったところも描かれているんですけども、完全版の方が20分少々なんですけれども、東京動画という東京都のサイトでも、あとYouTubeでも御覧いただくことができますので、ぜひお時間がありましたら御覧いただきたいと思います。

資料の方は次、1枚めくっていただいて、ファミリールール講座でございます。こちらの方は年間約600回ぐらい、学校等で御協力いただきまして開催しているものがございますけれども、今まで、このファミリールール講座というのは、文字どおり家庭でのルールづくりを中心に講座をやっておりました。これとは別に、性被害防止というテーマでも講座をやっていたんですけども、いろんなところで、性被害防止という内容はいいんですけども、性被害と言われるとなかなか申し込みづらいし、受講するのもちゅうちょするんだという御意見をいただきまして、本年度からファミリールール講座という名称で統一いたしまして、スマートフォンやSNSの特徴といったものから、その使い方、それから被害事例などを一体的に学べるようにいたしました。また、希望に応じて講座の内容を選択いただけるような形にして、受講いただきやすいような形に本年度リニューアルをして実施しているというものでございます。この案内チラシは、ちょっとボリュームが多いんですけども、お時間があるときに見ていただければと思います。

めくっていただいて次の資料が、「夏休み前に2つのアイテムをGETゲットしよう」というものですが、こちら、新たな本年度からの取組といたしまして、SNSで犯罪に巻き込まれる子供たちといったものは、当然SNSを使っているということもありまして、そのSNSを使って啓発をしていこうということでございます。Twitter、Facebook、LINEの三つで、青少年・治安対策本部のキャラクターであります「みまもりいぬ」というアカウントを取得いたしまして、今月から、様々な情報発信をしております。まずは今、夏休みにSNSで性被害とかに遭わないようにとい

うことで、自画撮り被害を中心に、情報を発信し始めたところでございます。いろんなところでお子様方にこれを登録いただいて、見ていただければというところでございます。

下が「こたエール」なんですけれども、こちらの方も8月1日から2週間、LINEで相談を受け付けるということを実施いたします。実は、5月にも2週間ほど試行実施したんですけれども、やはり子供たちにとりましては、電話やメールで相談するというよりも、LINEでコミュニケーションを取るということは非常になじみがあるようで、多くの相談が寄せられるような実態があります。今回も、なるべく気軽に相談いただければということで実施するものでございます。

以上が、自画撮り被害防止に向けた東京都の取組の紹介でございますけれども、多くの子供たち、それから保護者の方に御活用いただきたいと思っておりますので、ぜひ皆様にも、様々なところで宣伝いただければと思うところでございます。

資料の方では、ちょっと何枚か戻っていただきまして、青少年問題協議会の答申の技術的対応の部分なんですけれども、こちらの方の現在の推進状況でございますけれども、まず、ネット上でそういった自画撮り被害のような働きかけを何とか防止できるようなアプリケーションみたいなものはないかということで、そういったアプリケーション、有益なアプリケーションがありましたら東京都の方で推奨をするという制度を今回の条例改正で盛り込んで、新たな制度を創設いたしました。現在、検討委員会を設けまして、アプリを推奨する上での評価基準を策定しているというところでございます。評価できる仕組みが整いましたら、民間事業者からの申請受付を開始いたしまして、申請があったアプリケーション、有益なものを広く使ってもらうことで、こういう被害防止につながっていければと考えているところでございます。こちら、現在、鋭意推進中といったところでございます。

以上が、私どもの取組なんですけれども、今後どのように取り組んでいこうかということで考えていく上で、皆様方から御知見を頂戴いたしたいと考えておりまして、2点ほど思うところ、問題提起といったことで、ペーパーがないんですけれども、少しお話しさせていただきたいと思っております。

皆様方の中にも、そういった危険性があるスマートフォンといったものを、そもそも

幼い子供に持たせない方がいいのではないか、ある程度の年齢になってからの方がいいのではないかということをお考えの方もいらっしゃると思うんですけども、もちろん保護者の方で、そのような判断をされる方といったのは正しいと思います。インターネットとかSNSを使わせなければ、こういった被害に遭う危険性といったものは減るのは間違いないかと思うんです。

しかしながら、先ほども御紹介の中でありましたけれども、プログラミング教育みたいなものも始まるという話もございますし、インターネットに全く触れることなく生きていくということは、現代においてはできないという実態でございます。子供のうちからなれ親しむということも重要だという考え方も一方では正しいのではないかと思いますし、既に子供たちの多くが使っているという実態もございます。東京都といたしましては、子供たちが使っていることを前提に、いかに子供たちがそういった被害に巻き込まれないようにしていくかといったことを考えていかなければならないのかなということだと思います。

その中で、自撮り被害とか、そういうSNSに起因する犯罪被害につきましては、具体的に注意喚起していくことというのは現在もやっており、引き続きやっていく必要はあるだろうと考えておりますけれども、そもそもインターネットリテラシー、インターネット上で正しく利用することとか、その活用する能力みたいなもの、教育庁さんの方でも様々な形でSNS東京ルールだとか、モラル教育みたいなものも行っていると存じておりますけれども、こういったリテラシーを高めていくということも非常に重要ではないかと考えておまして、ネットの中には危険とか、それからうそといったものが当然つきものでございます。うそをうそだとわかって楽しんでいるというところもあり、それについては全然構わないんだと思うんですけども、それを真実だと思い込んでしまって、様々な掲示板とかブログ、SNSの書き込みにそのまま左右されてしまって、現実の社会でそれを信じて、そのまま行動してしまうということは非常に危険なのではないかと思っております。

また、ネットによって幅広い知識や情報を得ることができると思っている人も多いと思うんですけども、果たしてそうなのかというところもございます。ネットを使っていますと、様々な広告なんかもどんどん来ますけれども、自分が興味を持っているもの

ばかりがどんどん広告として来るといふ実情もあるんじゃないかと思ひます。検索サイトとかニュースサイトみたいなものでも、使う人によつて流れてくる情報が違つていて、知らず知らずのうちに自分が興味がある情報ばかりを見ているという面もあるのではないかと思ひます。そういう自分に興味があるものとか、自分の興味のあるもの、それから自分の意見に近いものばかりを目にするようになってくると、世の中全体がそういうものだといふ考へに陥つてしまふ危険性といつたものもあるのではないかと考へております。その目にする情報といつたのは正しいかどうかといふ保証もないといふことです。

やはり信頼できる発信者からの情報であるかとか、あと、そういったことと御家族の方とか友人とか、複数の情報を総合して判断するといふことが大切なのではないかと思ひます。現実社会では、小学校に通ひ始めて保護者と離れて行動するようになると、知らない人についていけないとか、知らない人の車に乗らないとか、「いかのおすし」といふようなことを子供たちに啓発してやっていますけど、ネットの社会では、そのようなことを理解させる前に、子供たちにデビューさせているといふ実態が少なからずないかなと考へております。

あるところで話を聞くと、歌舞伎町に子供一人で行かせてないですかみたいなことを言う方もいらっしゃるんですね。もちろん、歌舞伎町に一人で行かせても大丈夫な子供さんといふのはいると思ひます。そこのところは、やはり保護者の方が自分の子供の理解とか能力といつたものを見きわめて、まずは近場に出して、そこから段階的に遠くに、繁華街とかそういうところに行かせるといふことを現実ではやっていると思ひますけれども、ネットの社会ではどうでしょうか。40億人とも言われるネットの世界で、一人で子供を行動させている。当然そこには犯罪者もいるといふことではないかといふところでは。

ネットで自分の欲しい情報といつたものを得ることができて、その情報が正しいものをきちつと判断できて、それによつてトラブルに巻き込まれないように自分で守ることができるようになる、そういったネットリテラシーといつたものを子供たちに身につけてもらうといつたことが、やはり大事なのではないかと思ひます。そのためには、保護者の方皆さんがネットを正しく理解して、自分の子供の能力を正しく見きわめ、段階

的な利用をさせることができるような力をつけてもらうために、我々行政とか民間事業者や地域の皆さんの様々な方のお力をお借りしながら、私どもが様々な資料や情報といったものを提供できるようにしていくということが大事なのではないかなと考えております。

もう1点なんですけれども、一旦子供にツールとして与えてしまえば、周りの友達からどんどん教えてもらって、簡単に保護者を超える使い方を覚えていきます。それがどんどん上達するというのは悪いことではないと思います。でも、その子供たちの使い方といったものを保護者の方、我々も含めまして、実態といったものをもっと知らなくてはいけないのではないかなということがもう1点でございます。

実は、平成29年中に最もSNSの中で被害が多かったものといった警察庁の統計もございまして、一番多かったのがTwitter、次がひま部、その次がLINE、次がぎゃるる、その次がツイキャスという、こういうのを使っているのが実態だそうです。さらに、今、話でいろいろ聞くと、SNOWとか、TikTok、ミックスチャンネル、ピクトリー等ですね、私たちが全然知らないものを子供たちはどんどん使っている、それがはやっているというような話もございます。また、子供たちは複数のアカウントを持っていて、親と使うもの、学校の友達、その中でも仲のいい友達、趣味が合う人、そういったのを使い分けて、いわゆる裏のアカウントの裏アカといったものをいっぱい持っている。で、誰も知らないところで闇の自分、本音をぶちまけているという実態があるそうです。当然、保護者は自分とやりとりをしているSNSのことしか知らないもので、そういう実態を知らないという実情もあるそうです。

インターネットとかSNSといったものを、やはり保護者の方が子供と一緒に学んでいってもらって、子供たちから、どうせ話してもわからないでしょうと相手にしてもらえなくならないようにしていかなければならないのかなといったところです。やはり鍵となるのが大人の姿勢であって、子供といかに会話して、自分の子供がどういう使い方をしているかといったところをわかることだということを、今、ちょっと考えているところでございます。

一つ目が、子供のインターネットリテラシーを向上させるとともに、個々の能力に応じた段階的な利用をさせる必要があるのではないかなということ。2点目が、子供の能力

を知って、段階的な使い方というのをさせるためにも、子供の実態を知る必要があるのではないかと。私たちも、子供がどのような考え方で使っているのかといったことをよく知ってから、取組を進めなきゃいけないのではないかと、そういうようなことをちょっと考えておりました、皆様に御協力をいただきながら取組を進めていきたいと考えているところでございます。

私の話は以上なんですけれども、皆様からの御知見をお借りできればと思いますので、御意見、よろしく願いいたします。以上です。

○総合対策部活動推進担当課長 東京都の取組について紹介させていただきました。鍋坂課長、ありがとうございました。

インターネットの利用に関しては、様々な問題があり、現代の青少年にとって切り離せない重要な課題と思っております。皆様方の団体等でも、様々な取組をされていることと存じます。取組や日頃青少年と接している中で感じる課題について、ぜひこの機会に共有させていただきたいと思っております。警視庁少年育成課長 太田様、ぜひ警視庁様の取組について御紹介いただけますでしょうか。

○太田（一豊）委員 すみません、警視庁でございます。

警視庁の青少年のインターネット利用につきましては、二つの対策を実施しているところでありますので、参考になるかどうかわかりませんが、お話をさせていただきます。

一つは、「～みんなで学ぶ～T O K Y O ネット教室」であります。これは、現在、中学生、高校生、先ほど鍋坂課長からありましたとおり、スマートフォンの保有率が大幅に増加しているというところで、児童生徒に対する高度な情報モラル教室は喫緊の課題であるという認識を持ちまして、警視庁が進めている事業であります。これは、警察と関係事業者が連携をしまして、それぞれ専門性を生かした情報モラル教室を行うというものであります。平成 29 年 9 月から N T T ドコモ、本年 1 月に L I N E 株式会社、4 月にトレンドマイクロ株式会社と覚書を締結いたしまして、今お話ししました「～みんなで学ぶ～T O K Y O ネット教室」を開催しているところであります。

これは、流れといたしましては、学校側の方から大体 1 コマをいただいているところでありますが、学校から授業を受けてみたいという要請を署にさせていただきまして、N T T または L I N E、トレンドマイクロと連絡を取り合って、日を決めて教室を実施し

ているというものであります。締結してから6月末まで、教室の実施回数については約200回を超えたところでございます。これにより、児童生徒をインターネット空間の有害環境から守るための情報モラル教室を、より効果的に実施することができるようになり、受講した児童生徒からも、ふだん何げなく使っているSNSにも危険性があることに改めて気づきました等、好評をいただいているところであります。

二つ目でございますが、二つ目は、携帯電話端末等のフィルタリング普及に向けた広報啓発活動でございます。これは昨年、いわゆるインターネット環境整備法が変わったり、また、これを受けて青少年育成条例が改正されたりということを受けてでございますが、東京都青少年・治安対策本部と共催をいたしまして、スマートフォン等の新規契約や機種変更が行われる進級または進学の時期を捉え、おおむね、大体3月でございますが、子供を守るネットルールTOKYOキャンペーンを開催しているところであります。このキャンペーンは今年で、今年3月実施いたしました、5回目となります。タレントによるネットルールに関するトークショーであったり、各種体験コーナー、また、事業者によるフィルタリングの説明等を行っております。毎年たくさんの方が参加していただいておりますが、今回は850名の方が参加していただきました。

以上、2点が大きなものであります。また、より効果的な情報モラル教室が推進できるよう努力してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○総合対策部活動推進担当課長 はい、ありがとうございました。

スマホとか、低年齢化が進んでいるというところで、実際に学校の現場ではどうなっているかというところで、まず最初に、公立小学校校長会の原委員、どのような取組をされているか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○原委員 小学校の方でございます。先ほどもSNSのいろいろな問題が発生しているというお話がありましたけれども、東京都の「SNS東京ノート」を、作成委員で作らせていただいたんですけども、小学校全校に、今、低・中・高3段階、それから中学校と高校に5分冊になって配布させていただいております。それを、本校は必ず1学期中に情報モラルについて、1年生なりに、それから6年生なりに、発達段階に応じて「SNS東京ノート」で指導して、夏休みに、「私の家族ルール」というのを作るのが毎回

の宿題にしています。やっぱり先ほどお話があったように、親を啓発しないと、これは子供だけではどうにもならないんですね。ですから、親を巻き込むために家庭のルールを作ろうというのを毎回宿題にしています。

子供たちと親でルールを作って、子供が、もしその約束を破ったらおやつ抜きとか、ちょっと罰則規定も作るんですね。それで、親と署名をして、9月の情報モラル月間にLINEさんに来てもらったり、NTTドコモさんに来てもらったり、あるいは警視庁にお世話になったりして、親子教室を実施して、親と一緒に、その決めたルールがちゃんと守られているかどうかを自己評価するんですね。それは非常に効果がありました。あとは、SNS学校ルールを作りなさいと東京都の教育庁からの御指示がありました。3年前か4年前だったでしょうか。それで、うちの学校は「SNS東京ルール」に基づいて「SNS学校ルール」を、6年生が下級生たちのために卒業制作で作っています。そうすると、自分たちの失敗を下級生には絶対起こしてほしくないなという思いで作るので、非常に効果があります。

でも、やっぱり、お話にあったように社会とかIT業界が、もうちょっと変わってくれないと、ここにも法整備の要請が書いてありましたけれども、日本はまだまだ遅れているなというのを非常に感じています。私もIT業界の出身だったものですから、非常に遅れているなということを感じています。でも、心の教育は、人としてやっちゃいけないことは、ネット上であっても、同じだと思うんですね。ですから、今、道徳においてもSNSのことが、教科書に載っていますけれども、私たち教員も、しっかり意識をして心の教育を行っています。小学校の段階が、最後のとりでだと思うんですね。もう中・高になると、親の言うこと聞かなくなりますよね、ですから、親とそうやってルールを作って、「守らなかったら罰則だよ、おやつ抜きだよ」なんて言えるのは小学校までなので、何とかここで、食い止めたいというふうに思っています。

学校の現状は以上です。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

それでは、続いて、中学校校長会の臼倉委員、お願いいたします。

○臼倉委員 中学校校長会の臼倉でございます。

中学校の取組としては、今お話があった小学校と同じような取組をしております。S

NS東京ノートを使った指導を行ったり、家庭ごとにSNS使用上のルールを作るなどの取組も行っています。特に中学校の場合は、生徒が中学校に入学する段階でスマートフォンの所持割合が高くなります。先日、小学校のある校長先生とお話したところ、ちょうど卒業を機に私立中学に進学が決まったお子さんに、スマートフォンを購入する家庭が多いそうです。それを知った同じクラスで公立中学校に進学するお子さんたちは、私立に行く友達と連絡が取りにくくなるとして、卒業後も連絡を取り合うためにスマートフォンを買ってくれと親にせがむと聞きました。進学という節目以外でも、友人のつながりを保つという理由で、保護者が子供にスマートフォンを持たせるきっかけになるのだということを知りました。

このように中学校への入学という節目で人間関係の広がりとともにスマートフォンなどの所持率が上がります。先程、原委員の方から小学校での取組のお話がありましたが、もし小学校で指導を受けずに、使い方のルールを余り意識しないでスマートフォン等を使い始めていたとしたら、中学校でのトラブルは増えます。また、子供が自由にスマートフォンを使用している中で、「中学校でインターネット利用上のルールを作りましょう、それを守りましょう」という指導は、なかなか難しいし、家庭でルールを作り守らせることも困難になってきます。このことから小学校と中学校が連携して、SNSの使い方等について子供たちに指導しよう、また保護者にも啓発をしていこうという取組が、それぞれの学校や自治体で少しずつ始まってきたところです。

一例を挙げると、それぞれの中学校独自のインターネット使用上のルールや自治体で作成した使用ルールなどを中学校の生徒会の役員が、学区の小学校に出向き、小学生にルールの内容と必要性を伝える取組を行っている学校もあります。一方、子供が中学生になると、子供のSNS利用状況が保護者から一層見えにくくなります。その意味では保護者がスマートフォンを管理することも重要です。このことについても啓発活動が行われたりしています。

今の中学校の生活指導上の大きな問題が、SNSに関わるものです。例えば、SNSのやりとりの中での人間関係のトラブルが発生する、さらにそれが大きくなっていじめに発展するということは多く見受けられます。さらにそこから不登校になるという事例もあります。また、生徒同士で「つき合ってあげるから裸の画像を送って」と女子生徒

にSNS上で要求し、それに対して女子生徒が画像を送ったところ、その画像が多数の生徒のライン等に送られてしまったという事例もあります。さらにその画像を見た別の生徒が身分を隠して、女子生徒に別の裸の画像を送るよう脅すという事件もありました。また学校にスマートフォンを持ち込んで体育の更衣を盗撮するというような事件も、実際に中学校現場では報告もされています。

先ほどの提言にもありましたが、中学校長会としましても、早い時期から、様々な形でしっかりと子供たちにインターネットの危険性と正しい使い方を理解させ、保護者にも、スマートフォン等についての利便性ととも怖さも御理解いただく取組は喫緊の課題だと思っています。さらに児童・生徒の発達段階等に応じてスマートフォン等を所持させることができれば中学校としてもありがたいと思います。 以上です。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございます。

ほかに、何かインターネットの利用について御意見等ございましたら挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

子ども会連合会、齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 今のインターネットのお話ですと、どちらかという自撮りとかそちらのを中心にお話しされているかと思うのですが、実は、それもそうなんですけれども、依存症といいますか、スマホでゲーム等をやっていて、それが引きこもりになったり、不登校になったりということもあろうかと思うので、合わせてそれも検討していただきたいなど、もちろん皆さんもそうしているとは思いますが、そういう違った面もあるんじゃないかなと思っています。

○総合対策部活動推進担当課長 はい、ありがとうございます。

そのほかに御意見等はいかがでしょう。

はい、それではありがとうございます。

続きまして、「②地域と学校の連携について」、東京都教育委員会の取組を東京都教育庁地域教育支援部、梶野主任社会指導主事よりお話させていただきます。お願いいたします。

○梶野主事 改めまして、教育庁地域教育支援部主任社会教育主事、梶野と申します。

私の方では、教育庁の方で進めております地域と学校の協働を推進する方策について

ということで御説明をさせていただきたいと思います。着座にて失礼いたします。

事務局から与えられたテーマは「地域と学校の連携」ですが、私どもの方のスライドでは、「地域と学校の協働」という言葉を使わせていただいております。なぜ連携ではなく協働という用語を使うのかということを含めて、御説明させていただきます。

先ほど、本部長のお話でもありましたが、子供が大人になっていく上で必要なものというのは、三つの教育力があるということを教育界ではよく言われてまいりました。一つ目は家庭の教育力、二つ目は学校の教育力、そして、三つ目は地域の教育力というもので、この三つが一体となって子供が育っていくんだという考え方が示されていたことかと思えます。現在では、この三つの教育力のうち二つの教育力、つまり家庭の教育力、地域の教育力の低下というものが顕著になっていると指摘されています。

まず、家庭の教育力についてですが、それは世帯構成の変化というものを見ると、その教育力の低下が如実にわかるのではないかと思います。口頭で申し上げますと、1975年、昭和50年には、三世代世帯、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、子供がいる世帯の割合というのは全世帯の割合のうち23.1%、夫婦と未婚の子のみの世帯、いわゆる核家族の世帯は42.7%で、ひとり親世帯が4.2%だったというのが1975年ですね。それから40年後の2015年、平成27年には、三世代世帯というものが、これは全国のデータなのですが、23.1が13%に減り、夫婦と未婚の子のみの世帯というのも、核家族も29.4%に減り、その一方で、ひとり親家庭は4.2%だったものが7.2%に増えているということです。これは、先ほど申し上げましたように全国データですので、恐らく東京で見たときには、このひとり親家庭の増加ということとはもっと顕著な状況なのかなということとともに、もはやサザエさんのような家族の暮らしなんていうものは想像上のものになってきているという状況があるのかと思えます。

次に、地域の教育力の低下ということなのですが、これは総務省の報告書によりますと、地域関係の希薄化は顕著になっている。これは、もう皆さん、実感されていることかと思えます。その中の象徴的なものとして、自治会・町内会の加入率の低下、近所づき合いの希薄化、地域活動の担い手不足という指摘がなされています。このように、家庭の教育力、地域の教育力というのは、これまでは、いわば当たり前のように存在してきたものだったのですが、それが衰退していった中で、子供への教育期待が、そ

こが学校に集中しているという状況がございます。その学校も、大変な状況を迎えておりまして、皆様方の期待も、学力・体力の向上を初めとして、先ほど原先生のお話にもありました道徳とかキャリア教育、国際化への対応といった教育上の課題に加えて、不登校、いじめ、SNS対応などといった問題に対する的確な対処というものを求められるなど、学校だけで対応をしていくのが、かなり飽和状態にあるというようなことがございます。

そのような中で、ようやく行政の方も重い腰を上げて、教員の多忙化とメンタルヘルスの問題というものを正面から取り組んでいこうということで、都の教育委員会でも、学校の働き方改革プランというものを掲げて、その状況を改善していこうとしております。そういう状況もありまして、子供たちの教育を学校だけに委ねるという状況を少しでも転換して、やはり家庭や地域の方で役割分担をしながら、きちっと意識的に取組を進めていくということが現代に求められているということで、地域と学校の協働というものを施策課題にしてきたという背景がございます。

これは国の動きを見ても明らかなんですけど、そもそも地域と学校の連携というものが指摘されたのは平成8年の「生きる力」というようなことが言われた中教審の第1次答申というところからございます。その後、平成14年、2002年に学校教育に総合的な学習の時間というのが導入されたことをきっかけに、地域の側からの教育支援の動きというものが一気に盛り上がってきたということがございます。

ただ、それを推進するための法律の論拠というものが当時はございませんでしたので、そういった機運を受けて、法律に、やはり行政の仕事としてきちっと位置付けていこうというような根拠が生まれてきました。そのきっかけとなったのが、平成18年12月の教育基本法改正でございます。この中に、13条という条文が新たに設けられて、ここでは、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力ということがうたわれています。子供を育てていくためには、学校のみならず家庭や地域住民等、地域を構成する主体が、総力を出して子供たちを育てていこうという指針が示されました。実は、ここで大事なものは、地域住民等の「等」という意味なんですけど、これは国会答弁などでも文部科学大臣が答えているんですけども、地域住民とか地縁、地縁型の組織というのは当然入ってくるわけですが、地域を構成する企業、NPOなども含んだものを地域住民等と言って

いるというようなところが一つ大きなポイントです。

この平成 18 年 12 月の教育基本法改正を受けて、社会教育法というものが平成 20 年の 6 月に改正されました。この改正を受け、文部科学省は学校支援地域本部事業を施策化しています。ありていに言いますと、地域の団体が学校教育を支援するための仕組みを作っていこうというものが学校支援地域本部事業でございます。これが、どんどん、全国的に活動が広がっていく中で、やはり、もう一歩進んだ取組を進めていかないと、学校教育もたないぞというようなことが言われるようになってきました。そこで出されたのが、平成 27 年 12 月の中教審答申ということになります。ここで紹介しているのは、学校と地域の連携、協働のあり方というものを進めていくための方策についての答申ですが、これと同時に、皆さんお聞き及びかと思うんですけれども、チーム学校答申というようなものを出しておりまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを初めとした、あとは部活動の外部指導員とか、部活動指導員とか、そういった学校外の人材も学校の中にチームとして入れ込んで、学校を支えていくとともに、地域と学校が連携協働して子供たちの育成に当たろうというような方針が出されております。

これまた、答申を受けて、昨年の 4 月に社会教育法が一部改正をされました。その中に、地域学校協働活動というものを教育委員会の事務に規定をするということ、もう 1 点は、地域学校協働推進員の委嘱というものを規定するというようなことで、社会教育法の中に、そういった規定が具体的に盛り込まれたということでございます。それを簡単に示したのが、文部科学省が示したポンチ絵になります。学校と地域が手を結んで、地域の資源を、青い丸で幾つかくくってあると思います。本日参加されている団体の皆様は、社会教育法の位置付けで言いますと、多くの場合は社会教育関係団体と、ボーイスカウト、ガールスカウトの皆さんとか、青少年地区対策委員会の方とかいうのはそこに入られると御理解いただけたらと思います。で、そういった方たちの力を、結集して、学校を支援するとともに、様々な地域活動を一体的にといいますか、その地域に応じた形で効果的に実施していく仕組みを作ろうというのが今回の法改正の趣旨ということになっております。

それを受けて、東京都生涯学習審議会の方では、そういった国の施策の流れを受けて、昨年の 7 月に、第 10 期の審議会を立ち上げて、審議を開始しております。お手元に冊

子が用意されているかと思いますが、本年の2月に出された中間まとめの内容でございます。ここに簡単に章構成を書いておりますが、先ほど連携と協働、何が違うんだというような話を少し申し上げたかと思うんですけれども、連携と協働の違いといいますと、協働というのは、連携というのは、それぞれが立場があって、一つ何か共通の目的が出たら、その部分だけ連携して一緒にやりましょうというような考え方なんです、協働というのは、その立場の違いを乗り越えて、各々の組織が協働、協力して、一つの組織では実現できない課題を、複数の組織が知恵を集めることによって課題解決をしていこうということです。まさに、この会議の趣旨と同じではないかというふうに私は考えます。地域の各団体がそれぞれの得意分野を持ち寄って、子供たちにとって、その地域の子供たちにとって最適な活動というのは何なのかということを考えて作っていこうというようなことを目指していこうというようなことで、連携と協働の違いがあるのです。

次に、章立てを見ていただいてわかるように、これまでの現状と課題というものを1・2章で掲げて、これからどんな方向で進めていくべきかということ、3・4章という形でまとめているものでございます。時間の関係もありますので、簡単に紹介していきたいと思っております。

先ほど言いましたように、教育をめぐる社会状況の変化というのがございまして、それを学校のみで担うのは量的にも質的にも困難だということで、社会総がかりの教育が必要だという考え方が出されています。その考え方を地域の中で活動を具体化していく仕組みとして、地域学校協働本部というものを作るとともに、地域の高齢者、保護者、NPO、民間企業等といった、幅広い地域住民の参画によって、地域全体で子供たちを育てていくという活動を進めていこうというものを、「地域学校協働活動」と言っています。あわせて、2番の、下の2番のところにありますように、地域が学校運営に参画するというコミュニティスクールの仕組みというものを設置、努力義務化したということが同時に行われているということも、一つ今回の改正の大きな特徴だということになります。

第2章では、東京都が国庫補助事業なども活用しながら、それぞれ実施している取組を紹介しています。主な取組は三つございまして、学校支援地域本部という事業です。

これは、学校支援ボランティアなどを組織して学校を支援していくという仕組みなのですが、現時点で、都内の約半数ぐらいの自治体で実施が始まっているということ。2点目は放課後子供教室、これは都内のほとんどの自治体で実施されていますが、放課後の安全・安心な居場所を提供するもの。3点目は、地域未来塾ということで、これは平成28年度から事業開始されて、学習習慣が十分身につけていない中学生等に対して、地域住民の力を借りた学習支援を行っていかうというようなことで取組をしています。

それぞれの実施状況や課題などはここに書いてございますが、こういった活動を推進していくためには、米印にありますように、コーディネーターという方が非常に重要な役割を果たしているのだということをここでは紹介しています。その主な担い手というのは、学校のおき理解者であるという必要もあるので、そういった意味で、PTAのOB・OGや、地域のいろんな関係団体の方、NPOの力の中の関係者というものが入って、約1,900名のコーディネーターが、そういった地域と学校をつなぐ役割を果たしていると。東京都自体は、広域行政として、企業とかNPOの力を、教育支援に振り向けていくような取組を進めていかうということで、そういった連携組織というのを平成17年度から組織化して、今500を超える団体に加盟をしていただいているということでございます。

そういった活動をするものの効果というのは、学校教育にも役立ちますし、高齢者や地域住民の生きがいづくり、生涯学習の充実というようなものにもつながると、それぞれの方にとって「win-win」の関係が作られるということのメリットがあるのではないかとここでは示しています。もちろん子供たちにとって、保護者にとっても有益だということをここでは示しています。こういった活動を作り上げていくためには、いきなり新しい組織を作るということでは、なかなかうまくいきませんので、各々の地域の実情を踏まえた形で、そこにコーディネーターを置きながら、いろんな活動団体の連携をしながら、作っていくのがいいのではないかとこの中に書かれてある趣旨でございます。

そういった意味で、一番重要なのは、都の教育委員会の方で人材確保、養成が必要だというのは地域コーディネーターだろうというふうに考えていて、区市町村と連携しながら、こういったそのコーディネーターを学校区単位で配置していくようにしていくと

ともに、コーディネーターのリーダー的な統括コーディネーターというものを、区市町村の教育委員会単位で配置するというようなことで、取組を区市町村で行っていただくように働きかけていくとともに、東京都独自の取組としては、やはり先ほど言った広域的な企業、NPOのネットワークというものを活用して、その地域のコーディネーターのバックアップをしていこうと考えています。

真ん中の囲みの中に、プログラムアドバイザーというものを今年度新たに導入をして、9月から本格稼働させる予定でございます。新しい学習指導要領、「社会に開かれた教育課程」ということで、社会の風を、どの教科にも外部の力を取り入れていくような方向も示されています。企業とか、NPOとか、地域の人々が入りながら、子供たちの授業が展開されていくような支援を、このプログラムアドバイザー、主にNPOとか、そういった専門団体の方のお力を借りながら、地域と連携して取組を進めていきたいと。特に、今、力を入れようとしているのは、1番目の教科学習の支援と、2番目のキャリア教育の支援ということになります。部活動に対する支援も、今、モデル的に武蔵村山市と日野市で、外部のネットワークといえますか、NPOの力を借りながら、どうやって部活動指導員を入れられるかということの実験事業なども始めているというところでございます。

そういった形で、これまでは最後の図でありますように、国の施策とかいろいろとあって、バラバラにいろんな活動が行われていたものを、今後は学校区レベルで、地域学校協働活動という形で一つにくくって、それを効果的に地域で運用できるようなバックアップをしていきたいと考えております。ぜひ、皆さん方の地域における青少年育成の活動を、こういった取組の中に参画させていただいて、うまく学校と連携した取組を発展させていくことで、地域の教育力を高めていきたいと思っております。

早口で申しわけありません。説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○総合対策部活動推進担当課長 はい、梶野主任社会教育主事、ありがとうございました。

それでは、地域と学校の連携協働ということで皆様に意見交換をお願いしたいと思います。

では最初に、子ども会連合会の齋藤委員、地域と学校との連携・協働ということでは

いかがでしょうか。

○齋藤委員 はい、私、個人も、地域の小学校の学校運営をしたり、それから、子供放課後教室のコーディネーターをしたりということで実際に関わってはいるんですけども、毎日が放課後なわけですね、子供たちにとってはね。そこで、先ほど来あるように、学校も多忙な学校経営になっていますので、そこに新たに、その教室、空き教室を確保したり、その地域のために、じゃあ、そういう部屋をどう作るんだということは課題があります。

それから、学校の教職員の中でも、この地域に関しての理解を深めているという、なかなか一般教員までは、そこまでいなくて、管理職の中でとどまっているのが現状ですね。

それから、もちろん地域の皆さん方も、学校支援というのに理解はあるんですけども、先ほど来言ったように、今、若いお母さんたちも働くことが多くなっておりまして、放課後子供教室などのボランティアを確保するのもかなりのネックになっております。そうかといって、会社を定年退職された年配の方を活用するとなると、長い間企業でやられた方が多くて、その自分の生き方を変えるというのはなかなか難しいということですね。だから、地域デビューするのがなかなか、特に男性の場合は、そういうふうに地域デビューするのがおっくうになっているかなと思っております。

そういうもろもろのいろんな課題はありますので、今後、学校がどういうふうにこの地域との連携、協働を深めていくかは、様々な角度からの検討課題は多いかと思います。以上です。

○総合対策部活動推進担当課長 現場の貴重な御意見ありがとうございました。

続いて、地域での活動ということで、日本ボーイスカウト東京連盟の浅野委員、もし何かありましたらお願いできますでしょうか。

○浅野委員 はい、小学校、とっても難しいんですね。外の者を余り受け入れてくれない、特に団体に関しては。校長先生、教頭先生にお話をしても、ビラ1枚学校の門の外、敷地外でも、それは許されないことがとても多いんです。だから、とてもそういうところで、都でやりたいなど思われていることと、現場の小学校の方とがちょっと食い違いがあるのかなとは思いますが、ええ。でも、とても理解のある学校長、教頭先生のところで

は、本当に地域のボーイスカウトの団体と一緒に、土曜日に活動したり、おまつりの機会を持ったりとか、そういうところもあるんですけども、なかなか、とても難しいところではあります。

○梶野主事 ありがとうございます。まさに、そのクッション材になるような役割を果たすのがコーディネーターであり、地域協働本部だということを今目指していますので、いい形で学校と地域の翻訳をできるような方々を育成・確保していきたいというのが我々の願いでもありますし、そういった取組を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○総合対策部活動推進担当課長 貴重な御意見ありがとうございました。それではよろしくお願いいたします。

続いて、今度はガールスカウト東京都連盟の山下委員、いかがでしょうか。

○山下委員 ガールスカウトでは、私立の学校になってしまいますが、今、東京で二つの学校に、部活動の中にガールスカウトというものがございます。ある一つの私立の学校は、小学校から大学まで、小学校1年生から大学生の成人になるまで、ガールスカウトの活動を通じて、一人の女性を育てていく活動が行われています。先ほど、お話を伺っていた中で、家庭の教育力が低下している。確かにそれは私たちが子供たちと接して活動している中で、強く感じています。忙しいご両親と、そして核家族、三世代家族が今、大分減っているというようなお話もありましたように、そこに代わる私たち、ガールスカウトもボーイスカウトには、かなり年長者まで指導者がおります。ですから、その子供たちのおばあちゃんに成り代わって道徳面、好き嫌いをしてはいけないなど、本来だったら家庭で教えられてきたことの代わりに、サポートをしているような感じではございます。

以上です。

○総合対策部活動推進担当課長 ありがとうございました。

そのほかに、学校と地域の連携、協働ということで、何か取組をされているとか、感じていらっしゃるということがあるという団体さんがありましたら、御意見をお願いできますでしょうか。

はい。東京消防少年団連盟、金井委員、お願いします。

○金井委員 団体といますか、もちろん消防少年団でも、先日も子ども会、子ども会もやっております、子ども会の中で、子供から、子供を通しての初期消火とかね、三角巾の使い方ということで、地域の子供たちとのつながりを持っております。で、これは消防少年団として。で、地域の一おばあちゃんとして、学校の1年生には昔の遊びを教えに行く。それから、3・4年生になったらお琴を教えろとか、6年生になったらお茶の稽古を教えろといったように、学校の先生との交流を、校長先生との交流を持って地域とつながっております、私どもの地域は、はい。

○総合対策部活動推進担当課長 はい、貴重な御意見をありがとうございました。いかがですか。

○梶野主事 ありがとうございます。すごく、その、何かを習うということよりも、先ほど言った家族形態が変わって子供自身が大切にされているという感覚を持つというのが、とても大切なことです。地域の方との交流を行っている地区ではそういう効果が出ているという話を伺っておりますので、今おっしゃった話というのは、それになかったお話だなと思うとともに、都内に、様々な取組を広めていきたいなというふうに思った次第です。ありがとうございました。

○総合対策部活動推進担当課長 皆様、貴重な御意見をありがとうございました。

そろそろお時間となりましたので、これで、平成30年度第1回「地域における青少年健全育成推進会議」を閉会とさせていただきます。

最後に、事務連絡になりますが、第2回の会議は、来年の2月頃を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、御多用のところ誠にありがとうございました。

午後4時01分閉会